

主催者及び舞台技術スタッフの皆様へ

【高所作業時のフルハーネス型墜落制止用器具の着用と器具持参のお願い】

労働安全衛生法の一部改正に伴い、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な箇所での「フルハーネス型墜落制止用器具」の着用が義務化され**2022年1月**から従来の「胴ベルト型安全帯」の着用義務から「フルハーネス」の着用義務へ完全移行いたします。主催者及び舞台技術スタッフの皆様は、以下の通り対応をお願いいたします。

① 2m以上での高所作業を行う場合に、作業床を設けることができない際の、フルハーネス及びヘルメットの着用の徹底。

② 高所作業に携わる作業者は、墜落制止用器具を必ずご自身でご用意ください。

※フルハーネス型を含め、墜落制止用器具の貸し出しはホールでは行いません。

③ 高所作業に携わる可能性のある方は「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を受講して下さい。（高所作業にあたり受講確認をする場合がありますので、必ず修了証をご携帯ください。）

④ 脚立の天板作業は禁止です。転倒防止のため、1～2名で脚立の補助をしてください。

ヘルメットの着用（推奨）持込みの脚立やイントレ及びレイヤーでの作業においても、落下や転倒など事故の恐れがありますので、充分ご注意くださいようお願い申し上げます。

「労働安全衛生施工例の一部を改正する政令」（平成30年6月8日政令第184号）、
「労働安全衛生規則等の一部を改正する政令」（平成30年6月19日厚生労働省令第75号）、
「安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示」（平成30年厚生労働省告示第249号）に基づきます

⑤ 主催者の方へのお願い

舞台技術スタッフを依頼する際に、舞台・照明スタッフなど高所作業の可能性のある方へ、フルハーネス・ヘルメットの着用と器具の持参をご依頼ください。